

平成31年度 土貴野小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

【定義】
 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 （いじめ防止対策推進法 第2条）

・「いじめや差別は潜在化している。」という認識のもと、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応を行います。

【いじめを許さない学校づくり】

- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という立場に立ちます。
- ・いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童及び保護者と次の4点について約束します。
 - ①先生たちは、一生懸命頑張る子どもたちを応援し、必ず支えます
 - ②頑張る仲間を引っ張る子には、先生たちみんなで指導します。
 - ③辛い思いした子やいじめを受けた子の相談を、どの先生たちも受けます。
 - ④相談があった場合、先生たちは、早急に問題解決に向けて行動を始めます。

【教師の心構え】

- ・「いじめられる側にも問題はあり」という考え方ではなく、「いかなる理由があろうと、いじめや差別は許されない」との構えを崩さない指導をします。
- ・いじめを一部の児童の特殊なトラブルとして捉えるのではなく、いじめや差別の問題として考え継続した指導をします。
- ・話し合えば、全ての問題点が解決するというような、単純な問題ではないという立場で指導します。
- ・学級等の活動母体の問題として話し合いを位置付けます。
- ・早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努めます。

2. いじめ未然防止のための取組

【一人一人のよさを認め、伸ばす指導】

安心して生活できる学校づくり

- ・規律ある学校に向けて、生活目標や土貴野小10の約束が守れるよう取り組みます。
- ・敬称（「さん」づけ）を徹底します。

確かな学力をつける

- ・分かる授業をめざし、授業の工夫改善に取り組みます。

自己有用感や自己肯定感を高める

- ・学習や行事の中で、自分のよさ、仲間のよさ、学校のよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることを通して自己有用感や自己肯定感を育みます。

【生命や人権を大切にする指導】

- ・道徳の学習で、発達段階に応じた指導を計画的に行います。
- ・飼育・栽培活動を通して、生命の大切さについて学ぶ指導を行います。（FBC花壇、「土貴野水族館」等）
- ・児童会の「ハイタッチあいさつ」を通じて、挨拶で仲間同士のつながりを深めます。
- ・全校児童縦割活動（なかよし遊び）を通して、異学年集団での活動を位置付けます。
- ・学級目標達成への取組や活動を通して、学級ごとにめあてをもって活動することができるようにするとともに、がんばりを認め合う取組を推進します。

【全ての教育活動を通じた指導】

- ・日々の関わりや教育相談等を通して児童理解に努め、教師との共感的な人間関係を築くことができるよう努力します。
- ・教師間で児童の共通理解を図り、職員集団として、共通行動を行います。
- ・年間2回のQU検査を実施し、児童理解に活用します。
- ・発達段階に応じた、情報モラル教育を行います。

3. いじめの早期発見

【的確な情報収集】

- ・「心のアンケート」を年間2回実施します。
- ・授業だけではなく、休み時間等も児童と共に過ごす中で、児童理解を図ります。
- ・家庭との連携を密にして、問題行動の早期発見に努めます。

【チームとして共通理解・共通行動】

- ・毎週の終礼に生徒指導交流を位置付け、児童の様子について全職員で共通理解を図るとともに、事案に対して同じ構えで指導できるようにします。
- ・各学期に1回、生徒指導事例研究会を行い、いじめに対する理解を深め、常にアンテナを高くはりめぐらせて、毎日の指導に当たります。
- ・教育相談員の「相談ポスト」を活用します。

【教職員研修の充実や家庭・地域との連携】

- ・各家庭、「子ども110番の家」、土貴野つ子育てる会のメンバー、さわやかパトロールの方などに「いじめ発見チェックシート」を配布し、家庭と地域を巻き込んで、いじめの早期発見に努めます。
- ・毎週金曜日の、地域の見守りの方の「お立ち寄りの日」を充実し、地域からの情報収集に努めます。

4. いじめに対する措置

【事実確認・報告・指導】

- ・事実確認は、複数の教師で行い、より正確な事実把握に努めます。
- ・事実をもとに指導し、事実と指導の結果を関係児童の保護者に伝えます。児童が安心して学校生活を送ることができるように指導します。解消まで、少なくとも3ヶ月は注視します。
- ・指導は当事者だけでなく、場合に応じて学校、学級等にも位置付けて、いじめの未然防止に努めます。

【教育相談の充実】

- ・年間2回の「心のアンケート」の結果をもとに、全児童に対する教育相談を実施します。
- ・ちょっとした意地悪、嫌がらせなど、児童が感じている不安感を察知し、迅速に指導します。
- ・いじめの事案があった場合には、全職員で共通理解を図り、関係したすべての児童が安心した学校生活を送ることができるまで、長期的に支援や見届けを行います。
- ・心のアンケートは3年間保存します。

【関係機関との連携】

- ・いじめの事案やケース（重大事態であると判断した場合など）により、被害児童や保護者の立場になり、市教委や警察や子ども相談センター等と連携した指導を行います。
- ・学校外の相談機関として、「24時間いじめ相談ダイヤル」を周知し、児童がいつでもSOSを発信できる体制を整えます。

5. いじめ防止等のための組織

どのような事案も「対策委員会」を設置し、必要に応じて保護者を含めた指導を行えるようにします。
【対策委員会メンバー】 校長、教頭、生徒指導主事、該当学級担任（養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー等も場合によって含める）

6. いじめの未然防止のための年間計画

【前期】		【後期】	
4月 生徒指導事例研究会	7月 個別懇談の実施	10月 QU検査の実施	※年間を通して、「よさみつけの活動」を行う。 ※年間を通して、全校児童縦割活動（なかよし遊び）を行う。 ※随時「対策委員会」「ケース会議」を実施する。
PTA総会における方針の説明	情報モラル教育	11月 児童会による「ほかほか言葉」の取組	
「子ども110番の家」訪問	8月 PTAによる愛校奉仕活動	12月 ひびき合いの日	
5月 運動会での仲間づくりの取組	生徒指導事例研究会	情報モラル教育 保護者アンケートの実施	
6月 「心のアンケート」の実施	9月 児童会「あいさつ活動」強化週間	2月 児童会「あいさつ活動」強化週間	
教育相談の実施		「心のアンケート」・教育相談の実施	
QU検査の実施		3月 地域の方（見守り隊）への「感謝の会」	
児童会「あいさつ活動」強化週間		「子ども110番の家」訪問	
		生徒指導事例研究会	

7. 重大事態への対応

学校が重大事態だと判断した場合は、市教育委員会に報告し、「対策委員会」を開き、調査を行います。
 ・調査をしないまま、いじめの重大事態だと断言することなく、さまざまな方法で実態を把握するよう努めます。
 ・学校での調査が困難な場合には、他の機関に報告し、適切な援助を求めます。